

<<定例記者会見次第>>

令和6年11月22日（金）
午前10時00分～
議会全員協議会室

●発表事項

1. 令和6年小田原市議会12月定例会議案 (資料1)
2. 令和6年度12月補正予算(案) (資料2)
3. その他

(事務担当) 広報広聴室広報係 TEL33-1261

令和6年小田原市議会12月定例会提出議案件数

【令和6年11月22日現在】(令和6年11月29日提出)

区 分	件 数	内 容
初 日 報 告	専決処分の報告	4件 事故賠償 4件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故賠償 (建設政策課) ・ 事故賠償 (建設政策課) ・ 事故賠償 (建設政策課) ・ 事故賠償 (消防総務課)
	小 計	4件
初 日 承 認	専決処分の承認	1件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度一般会計補正予算
	小 計	1件
常 任 委 員 会 付 託	補正予算	5件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度一般会計 ・ 令和6年度国民健康保険事業特別会計 ・ 令和6年度水道事業会計 ・ 令和6年度病院事業会計 ・ 令和6年度下水道事業会計
	条例議案	4件 一部改正 4件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号の利用に関する条例 ・ 手数料条例 ・ 建築基準条例 ・ 下水道条例

	事 件 議 案	8 件	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の無償譲渡について（超低温冷凍庫及び低温冷凍庫） ・指定管理者の指定について（国府津駅自転車駐車場） ・指定管理者の指定について（小田原市民ホール） ・指定管理者の指定について（いこいの森） ・指定管理者の指定について（梅の里センター） ・指定管理者の指定について（小田原漁港交流促進施設） ・指定管理者の指定について（わんぱくらんど及び辻村植物公園） ・指定管理者の指定について（小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター）
	小 計	17 件	
初 日 議 決	事 件 議 案	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約の変更について（旧小田原市民会館解体撤去工事）
	小 計	1 件	
合 計		23 件	

【令和 6 年 11 月 22 日現在】

区 分		件 数	内 容
追 加 予 定	人 事 案	1 件	意見案 1 件 <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員の推薦
	合 計	1 件	

令和 6 年小田原市議会 1 2 月定例会提出議案一覧表

【議案発送 令和 6 年 1 1 月 2 2 日】（令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出）

- 報告第 3 0 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第 3 1 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第 3 2 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第 3 3 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 議案第 9 6 号 専決処分の承認について（令和 6 年度小田原市一般会計補正予算）
- 議案第 9 7 号 令和 6 年度小田原市一般会計補正予算
- 議案第 9 8 号 令和 6 年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 9 9 号 令和 6 年度小田原市水道事業会計補正予算
- 議案第 1 0 0 号 令和 6 年度小田原市病院事業会計補正予算
- 議案第 1 0 1 号 令和 6 年度小田原市下水道事業会計補正予算
- 議案第 1 0 2 号 小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 0 3 号 小田原市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 0 4 号 小田原市建築基準条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 0 5 号 小田原市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 0 6 号 財産の無償譲渡について（超低温冷凍庫及び低温冷凍庫）
- 議案第 1 0 7 号 指定管理者の指定について（国府津駅自転車駐車場）
- 議案第 1 0 8 号 指定管理者の指定について（小田原市民ホール）
- 議案第 1 0 9 号 指定管理者の指定について（小田原市いこいの森）
- 議案第 1 1 0 号 指定管理者の指定について（小田原市梅の里センター）
- 議案第 1 1 1 号 指定管理者の指定について（小田原漁港交流促進施設）
- 議案第 1 1 2 号 指定管理者の指定について（小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園）
- 議案第 1 1 3 号 指定管理者の指定について（小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター）
- 議案第 1 1 4 号 工事請負契約の変更について（旧小田原市民会館解体撤去工事）

追加予定

意見案第 2 号 人権擁護委員の推薦（5件）

[参考：任期が満了する方（5人）]

くりはら ひろし やまざき ゆうこ ひろた かつき かりや かずよし みやけ
栗原 博 氏、山崎 裕子氏、廣田 勝紀氏、苅谷 一義氏、三宅
よしこ
美子氏

提出議案 概要（専決処分の報告）

【令和 6 年 1 1 月 2 2 日現在】（令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出）

報告第 3 0 号 専決処分の報告について（事故賠償）

道路管理瑕疵による車両事故の賠償

専決処分年月日 令和 6 年 1 0 月 8 日
損害賠償額 28,220 円（市の過失割合：10割）
相手方 市内在住者
事故の概要 令和 6 年 7 月 2 3 日午前 7 時 3 5 分頃、市内曾我大沢 6 0 6 番 2 付近の市道 4 5 1 2 において、相手方車両が道路側溝を横断したところ、側溝の穴を塞ぐセーフティキャップが外れ、右後輪に刺さり、これを破損させた。

報告第 3 1 号 専決処分の報告について（事故賠償）

道路管理瑕疵による事故の賠償

専決処分年月日 令和 6 年 1 0 月 2 2 日
損害賠償額 60,800 円（市の過失割合：5割）
相手方 市内在住者
事故の概要 令和 5 年 4 月 1 7 日午後 7 時 4 0 分頃、市内栄町二丁目 9 番 9 号付近の市道 2 2 2 2 において、相手方が自転車を停車しようとしたところ、グレーチングの一部が外れていた集水ますに左足が落下し、負傷した。

報告第 3 2 号 専決処分の報告について（事故賠償）

河川管理瑕疵による事故の賠償

専決処分年月日 令和 6 年 1 1 月 1 3 日
損害賠償額 110,390 円（市の過失割合：10割）
相手方 市内在住者
事故の概要 令和 6 年 8 月 2 9 日午後 8 時 5 0 分頃、市内新屋地内において、台風第 1 0 号による普通河川分沢川の増水により河床が洗

掘され、護岸背面の相手方住宅敷地内の土砂が流出し、陥没した箇所に相手方が転落し、負傷した。

報告第33号 専決処分の報告について（事故賠償）

小田原消防署警防第1課職員による車両事故の賠償

専決処分年月日 令和6年11月5日

損害賠償額 70,906円（市の過失割合：10割）

相手方 市外在住者

事故の概要 令和6年9月11日午前7時50分頃、市役所駐輪場において、小田原消防署警防第1課職員が運転する公用車（原動機付自転車）を駐車しようとしたところ、駐車中の相手方原動機付自転車に衝突し転倒させ、これを破損させた。

提出議案 概要（専決処分の承認）

【令和 6 年 1 1 月 2 2 日現在】（令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出）

議案第 9 6 号 専決処分の承認について（令和 6 年度小田原市一般会計補正予算）

専決処分年月日 令和 6 年 1 0 月 9 日

[提案理由]

一般会計において、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するにあたり、特に緊急を要するため専決処分したので、議会の承認を得るため提案する。

提出議案 概要（補正予算）

【令和 6 年 1 1 月 2 2 日現在】（令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出）

【以下の 5 件については、財政課の資料を参照してください】

議案第 9 7 号 令和 6 年度小田原市一般会計補正予算

議案第 9 8 号 令和 6 年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第 9 9 号 令和 6 年度小田原市水道事業会計補正予算

議案第 1 0 0 号 令和 6 年度小田原市病院事業会計補正予算

議案第 1 0 1 号 令和 6 年度小田原市下水道事業会計補正予算

提出議案 概要（条例議案）

【令和 6 年 1 1 月 2 2 日現在】（令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出）

議案第 1 0 2 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

児童手当法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

児童手当法が一部改正され、児童の父母等の所得額に応じた児童手当の特例給付制度が廃止されたことに伴い、これに応じた規定の整備を行うこととする。（別表第 2 関係）

[適 用]

公布の日

議案第 1 0 3 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築基準法が一部改正され、建築確認及び各種検査の対象となる建築物の規模等の基準が見直されるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が一部改正され、建築物の新築又は増改築において建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられること等に伴い、これらの事務に係る手数料を定める等のため改正する。

[内 容]

1 建築基準法の一部改正に伴う措置

(1) 建築確認の申請に係る審査手数料の引上げ（第 5 条関係）

建築確認の申請に対する審査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、審査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改 正 後		改 正 前	
床面積の合計	金 額	床面積の合計	金 額
30㎡以内のもの	1 5, 0 0 0 円	30㎡以内のもの	1 0, 0 0 0 円

30㎡を超え100㎡以内のもの	28,000円	30㎡を超え100㎡以内のもの	18,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	43,000円	100㎡を超え200㎡以内のもの	28,000円
200㎡を超え300㎡以内のもの	48,000円	200㎡を超え500㎡以内のもの	36,000円
300㎡を超え500㎡以内のもの	55,000円		

(2) 完了検査の申請に係る検査手数料の引上げ等（第6条関係）

ア 建築物に関する完了検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改正後		改正前	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
30㎡以内のもの	24,000円	30㎡以内のもの	16,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	30,000円	30㎡を超え100㎡以内のもの	19,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	39,000円	100㎡を超え200㎡以内のもの	25,000円
200㎡を超え300㎡以内のもの	44,000円	200㎡を超え500㎡以内のもの	34,000円
300㎡を超え500㎡以内のもの	53,000円		

イ 住宅の建築物エネルギー消費性能基準に関する完了検査の申請に係る検査手数料を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅 14,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金額
300㎡未満のもの	21,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	35,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	67,000円
5,000㎡以上のもの	100,000円

(3) 減額して定める完了検査の申請に係る検査手数料の引上げ（第7条関係）

中間検査を受けた建築物に関する完了検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、減額して定める検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改正後	改正前
-----	-----

床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
30㎡以内のもの	23,000円	30㎡以内のもの	15,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	29,000円	30㎡を超え100㎡以内のもの	18,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	38,000円	100㎡を超え200㎡以内のもの	24,000円
200㎡を超え300㎡以内のもの	42,000円	200㎡を超え500㎡以内のもの	31,000円
300㎡を超え500㎡以内のもの	49,000円		

(4) 中間検査の申請に係る検査手数料の引上げ（第8条関係）

中間検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改正後		改正前	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
30㎡以内のもの	24,000円	30㎡以内のもの	15,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	28,000円	30㎡を超え100㎡以内のもの	18,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	37,000円	100㎡を超え200㎡以内のもの	23,000円
200㎡を超え300㎡以内のもの	42,000円	200㎡を超え500㎡以内のもの	32,000円
300㎡を超え500㎡以内のもの	50,000円		

(5) 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備（第6条～第9条関係）

建築基準法の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

2 建築基準法に基づく事務に係る手数料の免除の要件の緩和（第10条関係）

建築基準法に基づく事務に係る手数料の免除の要件を次のように緩和することとする。

改正後	改正前
市長が認める災害の被災者が自ら居住するために建築し、若しくは大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅（その建築設備を含む。）又は自ら居住する住宅の敷地を造成するための擁壁で、その災害が発生した日から2年以内に確認、認定又は許可の申請を	市長が認める災害の被災者が自ら居住するために建築する住宅で、その災害が発生した日から6月以内に確認の申請をした場合

した場合

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正等に伴う措置

(1) 住宅のエネルギー消費性能に係る算定方法における仕様・計算併用法の新設に伴う審査手数料の設定

ア 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る審査手数料の設定（第20条関係）

低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る仕様・計算併用法による審査の手数を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅

床面積の合計	金額
200㎡未満のもの	25,000円
200㎡以上のもの	28,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金額
300㎡未満のもの	51,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	86,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	150,000円
5,000㎡以上のもの	220,000円

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査手数料の設定（第23条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る仕様・計算併用法による審査の手数を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅

床面積の合計	金額
200㎡未満のもの	25,000円
200㎡以上のもの	28,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金額
300㎡未満のもの	51,000円

300㎡以上2,000㎡未満のもの	86,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	150,000円
5,000㎡以上のもの	220,000円

(2) 建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定の義務付けに伴う手数料の設定（第23条関係）

建築物のうち、住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を次のように定めることとする。

ア 一戸建ての住宅

(ア) 仕様基準により判定するもの

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	17,000円
200㎡以上のもの	19,000円

(イ) 仕様・計算併用法により判定するもの

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	25,000円
200㎡以上のもの	28,000円

(ウ) (ア)又は(イ)以外の方法により判定するもの

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	34,000円
200㎡以上のもの	38,000円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

(ア) 仕様基準により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	33,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	57,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	100,000円
5,000㎡以上のもの	160,000円

(イ) 仕様・計算併用法により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金 額

300㎡未満のもの	51,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	86,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	150,000円
5,000㎡以上のもの	220,000円

(ウ) (ア)又は(イ)以外の方法により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金額
300㎡未満のもの	69,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	120,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	200,000円
5,000㎡以上のもの	280,000円

(3) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る審査手数料の廃止（第23条関係）

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定制度が廃止されることに伴い、当該認定に係る審査手数料を廃止することとする。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴う規定の整備（第6条、第20条及び第23条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

1 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備

公布の日

2 上記以外

令和7年4月1日

議案第104号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築基準法が一部改正され、特殊建築物等に係る構造及び耐火に関する規制が緩和されたことに伴い、これに準じた基準の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

- 1 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化（第15条、第24条、第33条、第34条、第36条、第37条、第42条、第47条、第54条及び第59条関係）

主要構造部を耐火構造等とすることとされていた耐火建築物について、主要構造部のうち火災時に損傷しても建築物の倒壊及び延焼に影響のない部分は、耐火構造等とすることを要しないこととする。

- 2 防火に関する規制に係る別棟みなし規定の新設（第20条、第22条、第42条及び第48条関係）

同一の防火に関する規制が適用されていた2以上の部分で構成されている建築物について、当該2以上の部分が火熱遮断壁等で区画されている場合には、その区画部分ごとに別の建築物とみなし、それぞれ防火に関する規制を適用することとする。

- 3 既存不適格建築物の増築等に対する制限の緩和（第56条関係）

既存不適格建築物の増築等に対する制限に関し、その増築等が既存部分の危険性を増大させない限りにおいて、当該建築物の既存部分に対する防火及び避難に関する規制を遡及適用しないこととする等の見直しを行うこととする。

- 4 建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備（第59条関係）

建築基準法施行令の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

- 5 その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日

議案第105号

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

[改正理由]

常駐又は専任を求める規制の緩和を図る観点から、排水設備工事の指定工事店に係る指定基準の見直しを行うため改正する。

[内 容]

1 指定工事店に係る指定基準の緩和（第5条の3関係）

排水設備工事の指定工事店に係る指定基準のうち、神奈川県区域内に所在する営業所ごとに排水設備工事責任技術者の配置を求める基準を次のように緩和することとする。

改 正 後	改 正 前
排水設備工事責任技術者の登録を受けている者のうちから、1人以上の者を選任していること。ただし、神奈川県の区域内に所在する他の営業所において選任されている排水設備工事責任技術者を兼任させることを妨げない。	排水設備工事責任技術者の登録を受けた者が1人以上専属していること。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

提出議案 概要（事件議案）

【令和 6 年 1 1 月 2 2 日現在】（令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出）

議案第 1 0 6 号 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

1 譲渡する財産

(1) 種 類 物品

(2) 内容及び数量 超低温冷凍庫 8 台、低温冷凍庫 4 台

(3) 所 在 小田原市保健センター（小田原市酒匂二丁目 3 2 番 1 6 号）

2 譲渡の相手方 別表のとおり

3 譲渡の時期 物品譲渡契約締結後

別表

所在地、法人名及び代表者	医療機関・薬局名等	物品の内容
小田原市栄町一丁目 1 4 番 1 8 号 医療法人小林病院 理事長 辻 内 和 人	小林病院	超低温冷凍庫
小田原市鴨宮 2 1 9 番地の 5 医療法人社団三暉会 理事長 永 井 進	永井病院	低温冷凍庫
小田原市栄町三丁目 1 5 番 2 0 号 医療法人社団雨宮内科医院 理事長 雨 宮 光	雨宮内科医院	超低温冷凍庫
小田原市中里 2 8 1 番地の 3 医療法人社団東鳩会 理事長 久 保 藤 実	久保クリニック	超低温冷凍庫
小田原市西酒匂三丁目 4 番 9 号 医療法人患中会	小島クリニック	超低温冷凍庫

理事長 小 島 時 昭		
小田原市中里72番地の1 医療法人社団三昧耶会 理事長 弓 削 勇	ゆげ耳鼻咽喉科	超低温冷凍庫
小田原市西酒匂三丁目4番9号 医療法人患中会 理事長 小 島 時 昭	小田原箱根健診クリニック	超低温冷凍庫
小田原市栄町一丁目5番17号オゾン3ビル1階 医療法人社団すいめい 理事長 小 野 敦 史	おだわら脳神経外科クリニック	低温冷凍庫
小田原市浜町一丁目14番3号 株式会社オクツ薬局 代表取締役 櫻 木 達 夫	お堀端オクツ薬局	低温冷凍庫
小田原市本町一丁目13番17号 株式会社ういろう 代表取締役 外 郎 藤 右 衛 門	外郎藤右衛門薬局	低温冷凍庫
小田原市本町一丁目13番17号 株式会社ういろう 代表取締役 外 郎 藤 右 衛 門	ういろう 駅前店調剤薬局	超低温冷凍庫
栃木県大田原市北金丸字上ノ原 2600番1 学校法人国際医療福祉大学 理事長 高 木 邦 格	国際医療福祉大学小田原 キャンパス	超低温冷凍庫

議案第107号 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 国府津駅自転車駐車場

2 指定管理者 CYCLE PARK 国府津

代表者 公益財団法人自転車駐車場整備センター

理事長 権 島 徹

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第108号 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称 小田原市民ホール

2 指定管理者 小田原三の丸ホール芸術文化創造パートナーズ

代表者 株式会社タウンニュース社

代表取締役 宇 山 知 成

横浜市青葉区荏田西二丁目1番3号

3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第109号 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称 小田原市いこいの森

2 指定管理者 いこいの森共同事業体

代表者 一般財団法人小田原市事業協会

代表理事 小 澤 千 香 良

小田原市南町一丁目1番40号

3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第110号 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 施設の名称 小田原市梅の里センター

- 2 指 定 管 理 者 フロンティア1株式会社
代表取締役 鈴木 大 介
小田原市寿町一丁目1番12号
- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第111号 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施 設 の 名 称 小田原漁港交流促進施設
- 2 指 定 管 理 者 株式会社相州村の駅
代表取締役 瀬 上 恭 寛
小田原市早川一丁目15番地の12
- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第112号 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施 設 の 名 称 小田原こどもの森公園わんぱくらんど及び辻村植物公園
- 2 指 定 管 理 者 わんぱく・辻村共同事業体
代表者 一般財団法人 小田原市事業協会
代表理事 小 澤 千 香 良
小田原市南町一丁目1番40号
- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第113号 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施 設 の 名 称 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター
- 2 指 定 管 理 者 ゆうりん・おだたんグループ

代表者 株式会社有隣堂

代表取締役 松 信 健 太 郎

横浜市中区伊勢佐木町一丁目4番地1

3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第114号 工事請負契約の変更について（旧小田原市民会館解体撤去工事）

令和4年12月14日に議決を経て締結した工事請負契約（旧小田原市民会館解体撤去工事）の内容の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求める。

「契 約 金 額 871,017,400円」を

「契 約 金 額 873,041,400円」とする。

「工 期 契約に定める日から令和6年11月29日まで」を

「工 期 契約に定める日から令和7年3月14日まで」とする。

令和 6 年 1 2 月 定 例 会 日 程 (案)

第 1 日目	1 1 月 2 9 日	金	・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明 (一般質問通告 締切 午後 5 時)
第 2 日目	1 1 月 3 0 日	(土)	(休 会)
第 3 日目	1 2 月 1 日	(日)	(休 会)
第 4 日目	1 2 月 2 日	月	(議案関連質疑通告 締切 正午)
第 5 日目	1 2 月 3 日	火	(休 会)
第 6 日目	1 2 月 4 日	水	・質疑、各常任委員会付託、陳情等付託
第 7 日目	1 2 月 5 日	木	(休 会) 総務常任委員会
第 8 日目	1 2 月 6 日	金	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日目	1 2 月 7 日	(土)	(休 会)
第 1 0 日目	1 2 月 8 日	(日)	(休 会)
第 1 1 日目	1 2 月 9 日	月	(休 会) 建設経済常任委員会
第 1 2 日目	1 2 月 1 0 日	火	(休 会)
第 1 3 日目	1 2 月 1 1 日	水	(休 会)
第 1 4 日目	1 2 月 1 2 日	木	(休 会) (委員長報告書検討日)
第 1 5 日目	1 2 月 1 3 日	金	・各常任委員長審査結果報告・質疑・討論・採決 ・陳情等審査結果報告・質疑・討論・採決 ・一般質問
第 1 6 日目	1 2 月 1 4 日	(土)	(休 会)
第 1 7 日目	1 2 月 1 5 日	(日)	(休 会)
第 1 8 日目	1 2 月 1 6 日	月	・一般質問
第 1 9 日目	1 2 月 1 7 日	火	・一般質問
第 2 0 日目	1 2 月 1 8 日	水	・一般質問
第 2 1 日目	1 2 月 1 9 日	木	・一般質問

* 告示 1 1 月 2 2 日 (金)

* 議会運営委員会開催予定 1 1 月 2 5 日 (月) 午前 1 0 時

令和6年度12月補正予算(案)について

1 一般会計

(1) 補正額	880,756千円
(2) 補正後の予算額	81,951,922千円

◎は「主な事業」として別紙資料に再掲

[主な内容]

- ◎市民会館跡地等活用事業費の増額(継続費の変更)(補正予算書26頁)
- ふるさと文化基金、社会福祉基金、ふるさとみどり基金、奨学基金の積立て(補正予算書26・28頁)
- 過年度国県支出金等返還金の増額(補正予算書26頁)
- 過年度市税等誤納還付金及び加算金の増額(補正予算書26頁)
- 子ども・子育て支援事業計画推進事業費の増額(補正予算書26頁)
- 休日・夜間急患診療所運営費補助金の増額(補正予算書26頁)
- 重点対策加速化事業費補助金の増額(補正予算書26頁)
- ◎農道・用排水路維持管理事業費の増額(繰越明許費の追加)(補正予算書28頁)
- ◎農地災害復旧事業費の増額(繰越明許費の追加)(補正予算書28頁)
- ◎林道整備・管理事業費の増額(繰越明許費の追加)(補正予算書28頁)
- 中小企業信用保証料補助金等の増額(補正予算書28頁)
- ICT活用教育推進事業費の増額(補正予算書28頁)
- 内部事務費の増額(学区審議会開催費の計上)(補正予算書28頁)
- 小学校施設維持・管理事業費の増額(補正予算書28・30頁)
- ◎中学校施設維持・管理事業費の増額(繰越明許費の追加)(補正予算書30頁)
- 小田原文学館庭園等整備事業費の計上(継続費の追加)(補正予算書30頁)

◆繰越明許費の追加

道路維持事業(その2)(補正予算書6頁)

◆債務負担行為の追加

市民ホール管理運営委託料(補正予算書7頁)

子育て支援拠点管理運営委託料(補正予算書7頁)

梅の里センター等管理運営委託料(補正予算書7頁)

いこいの森管理運営委託料(補正予算書7頁)

河川維持修繕事業費(補正予算書7頁)

こどもの森公園わんぱくランド・辻村植物公園管理運営委託料(補正予算書7頁)

◎給食調理場空調設備借上料(補正予算書7頁)

教科書指導書整備事務費(補正予算書7頁)

小田原駅東口図書館管理運営委託料(補正予算書7頁)

2 国民健康保険事業特別会計

[主な内容]

◆債務負担行為の追加

資格確認書等作成・封入封かん委託料（補正予算書10頁）

3 水道事業会計

(1) 補正額 303,282千円

(2) 補正後の予算額 7,163,322千円

[主な内容]

○企業債の増額（補正予算書50頁）

○建設改良費の増額（補正予算書50頁）

◆債務負担行為の追加

高田浄水場再整備事業設計建設事業費（その2）（補正予算書12頁）

老朽管対策事業費（補正予算書12頁）

管路付属設備更新事業費（補正予算書12頁）

4 病院事業会計

(1) 補正額 940,050千円

(2) 補正後の予算額 27,718,855千円

[主な内容]

○医業収益の増額（補正予算書70頁）

○企業債の増額（補正予算書74頁）

○医業費用の増額（補正予算書72頁）

○建設改良費の増額（継続費の変更）（補正予算書74頁）

○市立病院新病院建設基金の積立て（寄附金充当）（補正予算書74頁）

◆債務負担行為の追加

新病院カフェ導入事業費（補正予算書15頁）

5 下水道事業会計

[主な内容]

◆債務負担行為の追加

汚水管渠整備事業費（補正予算書17頁）

雨水渠整備事業費（補正予算書17頁）

6 全会計合計

(1) 補正額 2,124,088千円

(2) 補正後の予算額 205,415,087千円

1 2月補正予算（案）計上の主な事業

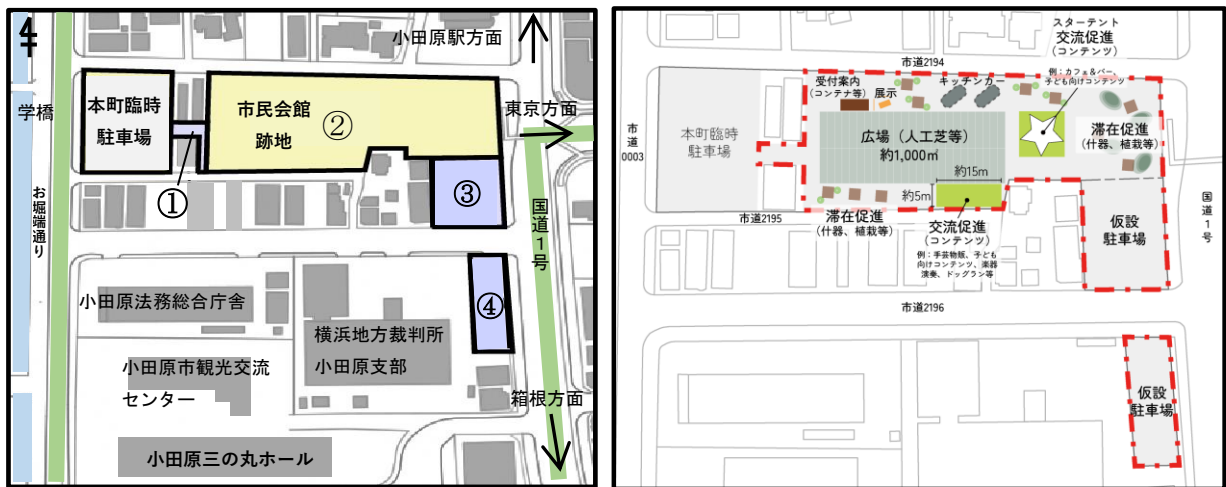
市街地整備の促進 (事業費：280,874千円)	
事業内容	<p>令和6年10月に策定した市民会館跡地等整備基本構想に基づき、地域住民や事業者等からの意向を踏まえた試験的活用を実施するため、小田原市土地開発公社用地を取得するとともに、対象地の仮整備を行い検証する。</p> <p>◎市民会館跡地等活用事業費の増額（継続費の変更） 【事業の詳細は4頁を参照】</p> <p style="text-align: right;">(補正予算書26頁)</p>
農業生産基盤の整備・保全 (事業費：250,000千円) 林業・木材産業の振興	
事業内容	<p>令和6年8月の台風第10号の影響による記録的な大雨で被災した農地、農道及び林道の復旧を図る。</p> <p>◎農道・用排水路維持管理事業費の増額（繰越明許費の追加） ◎農地災害復旧事業費の増額（繰越明許費の追加） ◎林道整備・管理事業費の増額（繰越明許費の追加） 【事業の詳細は5頁を参照】</p> <p style="text-align: right;">(補正予算書28頁)</p>
教育環境の整備 (事業費：70,246千円)	
事業内容	<p>空調設備未設置の給食調理場16場について、令和7年度夏頃を目途に空調設備を設置し、調理員の労働環境改善を図る。 また、令和8年度までに全市立中学校の特別教室へ空調設備を設置するため、実施設計に着手する。</p> <p>◎給食調理場空調設備借上料（債務負担行為の追加） 【事業の詳細は6頁を参照】</p> <p>◎中学校施設維持・管理事業費の増額（繰越明許費の追加） 【事業の詳細は7頁を参照】</p> <p style="text-align: right;">(補正予算書7・30頁)</p>

市民会館跡地等活用事業

1 目的及び事業概要

令和6年10月に策定した市民会館跡地等整備基本構想に基づき、地域住民や事業者等からの意向を踏まえた試験的活用（以下、オープントライアル）を実施するため、小田原市土地開発公社用地（図①、③、④）を取得するとともに、対象地（図②、③、④）の仮整備を行い、周辺住民に与える効果と影響を検証する。

2 位置図及び仮整備イメージ



3 予算額

280,874千円

内訳 用地購入費

オープントライアル経費

なお、市民会館跡地等活用事業のうち、市民会館跡地等整備基本計画策定・基本設計事業については、旧市民会館解体撤去工事の工期が延長したため、継続費の期間を延長するとともに、オープントライアル経費等を追加する。

4 財源

都市構造再編集中支援事業費補助金（国1/2）

5 スケジュール

令和7年 2月～ オープントライアル（仮整備）実施・効果検証
8月 基本計画策定・基本設計

問い合わせ先
企画部政策調整課未来創造係
電話 33-1379

農地、農道及び林道の災害復旧

1 目的及び事業概要

令和6年8月の台風第10号の影響による記録的な大雨で被災した農地、農道及び林道について、国の農地・農業用施設災害復旧事業を活用して本復旧を行う。

2 予算額

250,000 千円（繰越明許費の追加）

3 スケジュール

令和6年 12月 国の農地・農業用施設災害復旧事業の災害査定（予定）

令和7年 1月 契約締結

2月 工事着手

問い合わせ先

経済部農政課農林業振興係、農地整備係

電話 33-1488、33-1498

給食調理場空調設備設置事業

1 目的及び事業概要

給食調理員の労働環境改善を図るため、空調設備未設置の給食調理場を対象に、手法や効果を検証しながら令和4年度から毎年度2場ずつ設置してきたが、労働環境の改善は喫緊の課題であることから、残りの給食調理場16場へ、リース方式（10年）で一括整備する。

(整備状況)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設置校	久野小学校 千代小学校	芦子小学校 豊川学校給食 共同調理場	富士見小学校 国府津学校給食 共同調理場	単独調理校：15校 共同調理場：1場

※令和7年度に整備する給食調理場

単独調理校：三の丸小学校、新玉小学校、足柄小学校、大窪小学校、早川小学校、山王小学校、富水小学校、町田小学校、下府中小学校、桜井小学校、酒匂小学校、曾我小学校、東富水小学校、矢作小学校、報徳小学校

共同調理場：橘学校給食共同調理場

※片浦小学校は平成24年度に設置済。

※令和7年4月に開業予定の学校給食センターは空調完備。

2 予算額

令和6年度債務負担行為設定（令和6年度～令和17年度 限度額1,254,231千円）

期間	限度額
令和6年度	(0)千円
令和7年度	62,712
令和8～16年度	各125,423
令和17年度	62,712
計	1,254,231

3 スケジュール

令和7年 2月 契約締結
5月 空調設備設置工事着手
9月 空調設備設置工事完了

問い合わせ先
教育部保健給食課給食係
電話 33-1660

中学校施設維持・管理事業

1 目的及び事業概要

生徒の教育環境改善を図るため、市立小中学校における音楽室や美術室など、特別教室への空調設備を順次設置している。令和6年度までに全小学校への設置が一巡する見込みであることから、中学校の特別教室について令和7年度及び8年度に設置を行うため、早期に全11校の実施設計に着手する。

2 スケジュール

令和7年 1月 契約締結
9月 実施設計業務完了

設置予定年度	設置予定校
令和7年度	白鷗中学校、白山中学校、城南中学校、国府津中学校、城北中学校の5校
令和8年度	城山中学校、鴨宮中学校、千代中学校、酒匂中学校、泉中学校、橘中学校の6校

問い合わせ先
教育部教育総務課学校施設係
電話 33-1677